

平成十四年政令第百九十号

都市再生特別措置法施行令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第二項、第二十条第一項、第二十九条第一項第一号、第三十条、第三十七条第一項第六号及び第四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条 都市再生特別措置法（以下「法」といふ。）第二条第二項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設とする。

（協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規模）

第二条 法第十九条第三項の政令で定める都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（第二号において「事業区域」という。）の面積の規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 一ヘクタール
- 二 当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されるのが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合 〇・五ヘクタール

（熱供給施設に準ずる施設）

第三条 法第十九条の二第九項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。

（公共下水道管理者の許可に係る基準）

第四条 法第十九条の七第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。
- イ 公共下水道の排水施設（これを補充する施設を含む。以下この条において同じ。）

から下水を取水するために設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。  
ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれが少ない箇所に設けること。

二 法第十九条の二第九項に規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ハ 管渠は、暗渠とすること。ただし、法第十九条の二第九項に規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない。

ニ 屋外にあるもの（管渠を除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

ホ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

ヘ 地震によつて公共下水道による下水の排除及び処理に支障が生じないように可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

ト 管渠の清掃上必要な箇所にあつては、ます又はマンホールを設けること。

チ ます又はマンホールには、密閉することができ、蓋を設けること。

リ ますの底には、その接続する管渠の内径又は内の幅に同じ相当の幅のインパートを設けること。

又 下水を一時的に貯留するものにあつては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。  
イ 公共下水道の管渠を一時閉塞し、必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

（公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物）

第五条 法第十九条の七第五項の政令で定める物は、凝集剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたものとする。

（都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設）

第六条 法第十九条の二十第一項の政令で定める都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二項第一号の二、第二号又は第二号の二に掲げるものに該当するものとする。

（法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模）

第七条 法第二十条第一項の規定による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市再生事業については、同項の政令で定める都市再生事業の事業区域の面積の規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 一ヘクタール
- 二 当該特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（当該都市再生緊急整備地域に係る地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合 〇・五ヘクタール

2 法第三十七条に規定する提案並びに法第四十二条及び第四十三条第一項に規定する申請に係る都市計画等の特例（次項において単に「都市計画等の特例」という。）の対象となる都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

3 都市計画等の特例の対象となる関連公共施設整備事業（都市再生事業の施行に関連して必要となる公共施設整備の整備に関する事業をいう。）に係る当該都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

（都市再生事業支援業務に係る公益的施設の範囲）

第八条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、医療施設、福祉施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

（都市再生事業支援業務に係る設備の範囲）

第九条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める設備は、建築物の利用の状況その他の建築物の利用者等に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備であつて、先端的な技術を活用することにより建築物の利用者等の利便の増進に特に寄与するものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

（特定都市道路内に建築することができる建築物に関する基準）

第十条 法第三十六条の三第二項の政令で定める基準は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十五条第一項各号に掲げる基準とする。

（特定都市道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがない行為）

第十一条 法第三十六条の四の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十三条第一項の規定を読み替へて適用する場合における都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第三十七条の三の規定の適用については、同条中「法第十二条の十一」とあるのは、

（特定都市道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがない行為）

「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十  
二号）第三十六条の二（第一項）」とする。  
（都市再生事業等を行う者がある都市計  
画の決定又は変更を提案することができる都  
市施設）

**第十二条** 法第三十七条第一項第八号の政令で定  
める都市施設は、次に掲げるものとする。  
一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ター  
ミナルその他の交通施設

二 公園、緑地、広場その他の公共空地  
三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水  
道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理  
施設

四 河川、運河その他の水路  
五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化  
施設

六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福  
祉施設  
七 防水、防砂又は防潮の施設

（都市再生事業等に係る認可等に関する処理期  
間）

**第十三条** 法第四十二条の政令で定める期間は、  
次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に  
応じ、当該各号に定める期間とする。

一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八  
号）第十一条第一項若しくは第三項、第三十  
八条第一項（事業計画の変更（都市再開発法  
施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）  
第四十条第一項に規定する軽微な変更を除く。）  
の認可に係る部分に限る。）、第五十条の二第  
一項、第五十条の九第一項（同令第四十条第一  
項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に  
係る部分を除く。）、又は第五十八条第一項  
（同令第四十条第一項又は第三項に規定する軽  
微な変更の認可に係る部分を除く。）の規定  
による認可 三月

二 密集市街地における防災街区の整備の促進  
に関する法律（平成九年法律第四十九号）第  
百三十六条第一項若しくは第三項、第五十五  
七条第一項（事業計画の変更（同令第二項の  
国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）  
の認可に係る部分に限る。）、第六百五十五  
条第一項、第七十二条第一項（同令第二項の国  
土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る  
部分を除く。）、又は第八十八条第一項（同  
令第四項の国土交通省令で定める軽微な変更  
の認可に係る部分を除く。）の規定による認  
可 三月

三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十  
九号）第十四条第一項前段若しくは第三項前  
段、第三十九条第一項前段（事業計画の変更  
（土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第  
四十七号）第四条第一項に規定する軽微な変  
更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第  
五十一条の二第一項前段、第五十一条の十第  
一項前段（同令第四条第一項又は第二項に規  
定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）、  
第七十一条の二第一項又は第七十一条の三  
第十四項（同令第四条第一項又は第三項に規  
定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）  
の規定による認可 三月

四 その他の認可、認定又は承認 一月  
（市町村が決定又は変更をすることができる都  
市計画）

**第十四条** 法第四十六条第五項の政令で定める都  
市計画は、次に掲げるものに関する都市計画  
（都市計画法第八十七条の二第一号の指定都市  
（以下この条及び第二十七条第二号ニおいて  
「指定都市」という。）にあつては、第一号ハに  
掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第  
百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川  
のうち、一の指定都市の区域内のみに存するも  
のを除く。）、に関する都市計画）とする。

一 次に掲げる都市施設  
イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除  
く。）  
（1） 道路法（昭和二十七年法律第百八十  
号）第十三条第一項の指定区間外の国道  
（2） 都道府県道

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタ  
ール以上のもの（国又は都道府県が設置す  
るものに限る。）  
ハ 河川法第四十五条第一項に規定する一級河川  
又は同法第五十一条に規定する二級河川  
二 次に掲げる市街地開発事業であつて、国の  
機関又は都道府県が施行すると見込まれる  
もの  
イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える  
市街地再開発事業  
ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える  
防災街区整備事業  
ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超え  
る土地区画整理事業  
ニ その他国土交通省令で定める市街地開発  
事業

（市町村が行うことができる国道又は都道府県  
道の新設等）  
**第十五条** 法第四十六条第七項の政令で定める国  
道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は  
国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属  
物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとす  
る。  
一 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車  
により発生する渋滞を解消するための車線の  
増設  
二 道路の附属物である自動車駐車場の新設又  
は改築  
三 その他国道若しくは都道府県道の新設若し  
くは改築又は国道若しくは都道府県道に附属  
する道路の附属物の新設若しくは改築であつ  
て、前二号に掲げるものに準ずるものとして  
国土交通省令で定めるもの  
（市町村が行うことができる国道又は都道府県  
道の維持又は修繕）  
**第十六条** 法第四十六条第八項の政令で定める国  
道又は都道府県道の維持又は修繕は、前条第一  
号に規定する車線の維持又は修繕とする。  
（都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用  
者の利便の増進に資する施設等）  
**第十七条** 法第四十六条第十項の政令で定める施  
設等は、次に掲げるものとする。  
一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風  
致の維持に寄与するもの  
二 食事施設、購買施設その他これらに類する  
施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進  
に資するもの  
三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七  
十九号）第十一条の十第一項に規定する自転  
車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供  
するもの  
（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増  
進に寄与する施設等）  
**第十八条** 法第四十六条第十二項の政令で定める  
施設等は、次に掲げるものとする。  
一 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用  
に供するもの  
二 観光案内所  
三 路線バス（主として一の市町村の区域内に  
おいて運行するものに限る。）の停留所のベ  
ンチ又は上家  
四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九  
号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞  
在快適性等向上区域内の都市公園において設置  
する施設等）  
**第十九条** 法第四十六条第十四項第一号の政令で  
定める施設等は、地域における催しに関する情  
報を提供するための看板及び広告塔であつて、  
国土交通省令で定める要件に適合するものとす  
る。  
（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公  
園施設の周辺に設置する施設等）  
**第二十条** 法第四十六条第十四項第二号ロ（二）  
の政令で定める施設等は、次に掲げるものとす  
る。  
一 自転車駐車場  
二 地域における催しに関する情報を提供する  
ための看板及び広告塔  
（市町村が決定又は変更を要請することができ  
る都市計画）  
**第二十一条** 法第五十四条第一項の政令で定める  
都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市  
計画とする。  
一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区  
二 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区  
で、面積が十ヘクタール以上のもの（二以上  
の市町村の区域にわたるものに限る。）  
三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二  
号）第五条の緑地保全地域（二以上の市町村  
の区域にわたるものに限る。）及び同法第十  
二条第一項の特別緑地保全地区（首都圏近郊  
緑地保全法（昭和四十一年法律第百一十号）第  
四條第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及  
び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭  
和四十二年法律第百三十三号）第六條第二項の近  
郊緑地特別保全地区以外のものにあつては、  
面積が十ヘクタール以上で、かつ、二以上の  
市町村の区域にわたるものに限る。）  
（都市再生推進法人がその都市計画の決定又は  
変更を提案することができる都市施設）  
**第二十二条** 法第五十七条の二第一項第二号イの  
政令で定める都市施設は、次に掲げるもの（都  
市計画法施行令第九條第二項各号のいずれかに  
該当するものを除く。）とする。  
一 道路  
二 公園、緑地又は広場  
三 下水道  
四 河川その他の水路  
五 防水又は防砂の施設

（市町村が決定又は変更を要請することができ  
る都市計画）

**第十四条** 法第四十六条第五項の政令で定める都  
市計画は、次に掲げるものに関する都市計画  
（都市計画法第八十七条の二第一号の指定都市  
（以下この条及び第二十七条第二号ニおいて  
「指定都市」という。）にあつては、第一号ハに  
掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第  
百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川  
のうち、一の指定都市の区域内のみに存するも  
のを除く。）、に関する都市計画）とする。

一 次に掲げる都市施設  
イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除  
く。）  
（1） 道路法（昭和二十七年法律第百八十  
号）第十三条第一項の指定区間外の国道  
（2） 都道府県道

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタ  
ール以上のもの（国又は都道府県が設置す  
るものに限る。）  
ハ 河川法第四十五条第一項に規定する一級河川  
又は同法第五十一条に規定する二級河川  
二 次に掲げる市街地開発事業であつて、国の  
機関又は都道府県が施行すると見込まれる  
もの  
イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える  
市街地再開発事業  
ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える  
防災街区整備事業  
ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超え  
る土地区画整理事業  
ニ その他国土交通省令で定める市街地開発  
事業

（市町村が行うことができる国道又は都道府県  
道の新設等）  
**第十五条** 法第四十六条第七項の政令で定める国  
道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は  
国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属  
物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとす  
る。  
一 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車  
により発生する渋滞を解消するための車線の  
増設  
二 道路の附属物である自動車駐車場の新設又  
は改築  
三 その他国道若しくは都道府県道の新設若し  
くは改築又は国道若しくは都道府県道に附属  
する道路の附属物の新設若しくは改築であつ  
て、前二号に掲げるものに準ずるものとして  
国土交通省令で定めるもの  
（市町村が行うことができる国道又は都道府県  
道の維持又は修繕）  
**第十六条** 法第四十六条第八項の政令で定める国  
道又は都道府県道の維持又は修繕は、前条第一  
号に規定する車線の維持又は修繕とする。  
（都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用  
者の利便の増進に資する施設等）  
**第十七条** 法第四十六条第十項の政令で定める施  
設等は、次に掲げるものとする。  
一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風  
致の維持に寄与するもの  
二 食事施設、購買施設その他これらに類する  
施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進  
に資するもの  
三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七  
十九号）第十一条の十第一項に規定する自転  
車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供  
するもの  
（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増  
進に寄与する施設等）  
**第十八条** 法第四十六条第十二項の政令で定める  
施設等は、次に掲げるものとする。  
一 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用  
に供するもの  
二 観光案内所  
三 路線バス（主として一の市町村の区域内に  
おいて運行するものに限る。）の停留所のベ  
ンチ又は上家  
四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九  
号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞  
在快適性等向上区域内の都市公園において設置  
する施設等）  
**第十九条** 法第四十六条第十四項第一号の政令で  
定める施設等は、地域における催しに関する情  
報を提供するための看板及び広告塔であつて、  
国土交通省令で定める要件に適合するものとす  
る。  
（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公  
園施設の周辺に設置する施設等）  
**第二十条** 法第四十六条第十四項第二号ロ（二）  
の政令で定める施設等は、次に掲げるものとす  
る。  
一 自転車駐車場  
二 地域における催しに関する情報を提供する  
ための看板及び広告塔  
（市町村が決定又は変更を要請することができ  
る都市計画）  
**第二十一条** 法第五十四条第一項の政令で定める  
都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市  
計画とする。  
一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区  
二 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区  
で、面積が十ヘクタール以上のもの（二以上  
の市町村の区域にわたるものに限る。）  
三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二  
号）第五条の緑地保全地域（二以上の市町村  
の区域にわたるものに限る。）及び同法第十  
二条第一項の特別緑地保全地区（首都圏近郊  
緑地保全法（昭和四十一年法律第百一十号）第  
四條第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及  
び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭  
和四十二年法律第百三十三号）第六條第二項の近  
郊緑地特別保全地区以外のものにあつては、  
面積が十ヘクタール以上で、かつ、二以上の  
市町村の区域にわたるものに限る。）  
（都市再生推進法人がその都市計画の決定又は  
変更を提案することができる都市施設）  
**第二十二条** 法第五十七条の二第一項第二号イの  
政令で定める都市施設は、次に掲げるもの（都  
市計画法施行令第九條第二項各号のいずれかに  
該当するものを除く。）とする。  
一 道路  
二 公園、緑地又は広場  
三 下水道  
四 河川その他の水路  
五 防水又は防砂の施設

（市町村が決定又は変更を要請することができ  
る都市計画）

**第十四条** 法第四十六条第五項の政令で定める都  
市計画は、次に掲げるものに関する都市計画  
（都市計画法第八十七条の二第一号の指定都市  
（以下この条及び第二十七条第二号ニおいて  
「指定都市」という。）にあつては、第一号ハに  
掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第  
百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川  
のうち、一の指定都市の区域内のみに存するも  
のを除く。）、に関する都市計画）とする。

一 次に掲げる都市施設  
イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除  
く。）  
（1） 道路法（昭和二十七年法律第百八十  
号）第十三条第一項の指定区間外の国道  
（2） 都道府県道

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタ  
ール以上のもの（国又は都道府県が設置す  
るものに限る。）  
ハ 河川法第四十五条第一項に規定する一級河川  
又は同法第五十一条に規定する二級河川  
二 次に掲げる市街地開発事業であつて、国の  
機関又は都道府県が施行すると見込まれる  
もの  
イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える  
市街地再開発事業  
ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える  
防災街区整備事業  
ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超え  
る土地区画整理事業  
ニ その他国土交通省令で定める市街地開発  
事業

（市町村が行うことができる国道又は都道府県  
道の新設等）  
**第十五条** 法第四十六条第七項の政令で定める国  
道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は  
国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属  
物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとす  
る。  
一 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車  
により発生する渋滞を解消するための車線の  
増設  
二 道路の附属物である自動車駐車場の新設又  
は改築  
三 その他国道若しくは都道府県道の新設若し  
くは改築又は国道若しくは都道府県道に附属  
する道路の附属物の新設若しくは改築であつ  
て、前二号に掲げるものに準ずるものとして  
国土交通省令で定めるもの  
（市町村が行うことができる国道又は都道府県  
道の維持又は修繕）  
**第十六条** 法第四十六条第八項の政令で定める国  
道又は都道府県道の維持又は修繕は、前条第一  
号に規定する車線の維持又は修繕とする。  
（都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用  
者の利便の増進に資する施設等）  
**第十七条** 法第四十六条第十項の政令で定める施  
設等は、次に掲げるものとする。  
一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風  
致の維持に寄与するもの  
二 食事施設、購買施設その他これらに類する  
施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進  
に資するもの  
三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七  
十九号）第十一条の十第一項に規定する自転  
車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供  
するもの  
（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増  
進に寄与する施設等）  
**第十八条** 法第四十六条第十二項の政令で定める  
施設等は、次に掲げるものとする。  
一 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用  
に供するもの  
二 観光案内所  
三 路線バス（主として一の市町村の区域内に  
おいて運行するものに限る。）の停留所のベ  
ンチ又は上家  
四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九  
号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞  
在快適性等向上区域内の都市公園において設置  
する施設等）  
**第十九条** 法第四十六条第十四項第一号の政令で  
定める施設等は、地域における催しに関する情  
報を提供するための看板及び広告塔であつて、  
国土交通省令で定める要件に適合するものとす  
る。  
（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公  
園施設の周辺に設置する施設等）  
**第二十条** 法第四十六条第十四項第二号ロ（二）  
の政令で定める施設等は、次に掲げるものとす  
る。  
一 自転車駐車場  
二 地域における催しに関する情報を提供する  
ための看板及び広告塔  
（市町村が決定又は変更を要請することができ  
る都市計画）  
**第二十一条** 法第五十四条第一項の政令で定める  
都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市  
計画とする。  
一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区  
二 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区  
で、面積が十ヘクタール以上のもの（二以上  
の市町村の区域にわたるものに限る。）  
三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二  
号）第五条の緑地保全地域（二以上の市町村  
の区域にわたるものに限る。）及び同法第十  
二条第一項の特別緑地保全地区（首都圏近郊  
緑地保全法（昭和四十一年法律第百一十号）第  
四條第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及  
び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭  
和四十二年法律第百三十三号）第六條第二項の近  
郊緑地特別保全地区以外のものにあつては、  
面積が十ヘクタール以上で、かつ、二以上の  
市町村の区域にわたるものに限る。）  
（都市再生推進法人がその都市計画の決定又は  
変更を提案することができる都市施設）  
**第二十二条** 法第五十七条の二第一項第二号イの  
政令で定める都市施設は、次に掲げるもの（都  
市計画法施行令第九條第二項各号のいずれかに  
該当するものを除く。）とする。  
一 道路  
二 公園、緑地又は広場  
三 下水道  
四 河川その他の水路  
五 防水又は防砂の施設

（市町村が決定又は変更を要請することができ  
る都市計画）

**第十四条** 法第四十六条第五項の政令で定める都  
市計画は、次に掲げるものに関する都市計画  
（都市計画法第八十七条の二第一号の指定都市  
（以下この条及び第二十七条第二号ニおいて  
「指定都市」という。）にあつては、第一号ハに  
掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第  
百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川  
のうち、一の指定都市の区域内のみに存するも  
のを除く。）、に関する都市計画）とする。

六 都市施設のうち、法第十九条第三号ロの国土交通省令で定める施設に該当するもの（道路管理者の権限の代行）

第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）

は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号（道路法第二十四條本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第二十四條本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五條の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四條の二第一項第二号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十四号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

二 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

三 市町村は、法第五十八條第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

四 市町村が代行する権限は、法第五十八條第三項の規定に基づき公示された国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第二十四条 法第六十二條第一項第三号の政令で定める基準は、第十七條第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十條第三項本文、第十條の二第二項又は第十一條第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道（道路法第二十二條第四号の市町村道をいう。）にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して同法第三十條第三項の条例で定める幅員であること。

二 広告塔又は看板の表示部分を車両（道路交通法（昭和三十五年法律第五号））第二條第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十條第三項本文、第十條の二第二項又は第十一條第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道（道路法第二十二條第四号の市町村道をいう。）にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して同法第三十條第三項の条例で定める幅員であること。

二 広告塔又は看板の表示部分を車両（道路交通法（昭和三十五年法律第五号））第二條第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

（都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）

第二十五条 法第六十二條の二第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 法第四十六條第十二項の施設等（以下この条において「居住者等利便増進施設」という。）又は法第四十六條第十四項第一号の施設等（以下この条において「情報提供看板等」という。）の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

二 地上に設ける居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二條第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 地下に設ける居住者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力有するものとともに、公園施設の保全、他の占有物件（都市公園法施行令第十三條第一号に規定する占有物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

四 居住者等利便増進施設のうち、第十八條第一号に掲げる自転車駐車場にあつてはその敷地面積が三十平方メートル以内、同條第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以内、同條第三号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五 情報提供看板等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとする。

六 居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の占有に関する工事は、次に掲げるところにすること。

イ 当該工事由りて公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事は他の占有に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とする。

（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等に関する技術的基準）

第二十六条 法第六十二條の七第二項の政令で定める技術的基準については、第二十條第一号に掲げる施設等にあつては前條（第一号から第三号まで及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、第二十條第二号に掲げる施設等にあつては前條（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。

第二十七條 法第六十三條第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 次に掲げる区域内における都市開発事業（次号、第三号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。）○・五ヘクタール

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二條第三項に規定する既成市街地又は同條第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法（昭和三十一年法律第九十九号）第二條第三項に規定する既成都市区域又は同條第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二條第三項に規定する都市整備区域

ニ 指定都市の区域

一 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果が一層高まるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が○・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業（次号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。）○・二五ヘクタール

三 第一号イからニまでに掲げる区域における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九條第十四項に規定する認定基本計画において同條第二項第二号に掲げる事項として定められた都市開発事業（第五号に掲げる都市開発事業を除く。）○・二ヘクタール

四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業（次号に掲げる都市開発事業を除く。）○・二ヘクタール

五 低未利用土地の区域内における都市開発事業 五百平方メートル

（都市再生整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲）

第二十八條 法第七十一條第一項第一号の政令で定める公益的施設は、民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

第二十九條 法第七十一條第一項第一号の政令で定める設備は、第九條に規定する設備とする。（都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲）

第三十條 法第八十一條第十九項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 都市計画法施行令第八條第二項各号に掲げる土地の区域

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三條第一項に規定する地すべり防止区域（同法第二條第四項に規定する地すべり

防止工事の施行その他の同条第一項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。）

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（第三十六條において「急傾斜地崩壊危険区域」といふ）、同法第二條第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第一項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。）

四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第一項に規定する土砂災害特別警戒区域

五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六條第一項に規定する浸水被害防止区域

（都市計画の決定等の提案をすることができ、特定住宅整備事業の住宅の戸数の要件）

第三十一条 法第八十六條第一項の政令で定める戸数は、二十戸とする。

（宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例）

第三十二条 法第八十七條の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二十条及び第三十条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

2 法第八十七條の二第二項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二十条の規定の適用については、同条に規定する都道府県とみなす。

第三十三条 法第八十八條第一項の政令で定める戸数は、三戸とする。

2 法第八十八條第一項の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

第三十四条 法第八十八條第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するもの又は建築の用に供する目的で行う開発行為

第三十号	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））
第三十号	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））
第三十号	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））
第三十号	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））
第三十号	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））

第三十号	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））
第三十号	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））
第三十号	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））
第三十号	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））
第三十号	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））	建築物又は第一種特定住宅等（定工作物（いづれも））

（開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の基準）

第三十九条 法第九十條の規定により都市計画法第三十四條法第九十條の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令第二十九條の十の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とする。この場合において、同条第五号中「建築物」とあるのは、「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十号）第九十條に規定する住宅等をいう。）」とする。」とする。

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準）

第四十条 法第九十條の規定により都市計画法第三十四條第二項の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令第三十六條第一項の規定の適用については、同項に規定する都道府県知事とみなす。

2 法第九十三條第一項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法施行令第三十六條第一項の規定の適用については、同項に規定する都道府県知事とみなす。

第四十一条 法第九十三條第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行令第三十六條第一項の規定の適用については、同項に規定する都道府県知事とみなす。

（開発許可関係事務を処理する市町村長等の特例）

第四十二条 法第九十三條第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二十条及び第三十条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

2 法第九十三條の二第二項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二十条の規定の適用については、同条に規定する都道府県とみなす。

(認定を申請することができる誘導施設等整備事業の規模)

第四十二條 法第九十五条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業 五百平方メートル
- 二 当該都市機能誘導区域に係る誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業 ○・一ヘクター

(誘導施設等整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲)

第四十三條 法百三三條第一項第一号の政令で定める公益的施設は、医療施設、福祉施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第四十四條 法百八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 当該土地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のもの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の誘導施設を有する建築物で仮設のもの新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第四十五條 法百八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為(都市計画事業の施行として行うものを除く。)とする。

(都市再生推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第四十六條 法百十九條第四号の政令で定める土地は、同条第三号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

附則 (施行期日)

第一條 この政令は、法の施行の日(平成十四年六月一日)から施行する。

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例)

2 令和七年三月三十一日までの間における第二十七條の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域であるものに限り。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「○・二ヘクター」とあるのは「○・二ヘクター(都市の居住者の共同福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル)」とする。

附則 (平成一五年五月一六日政令第二二六号) 抄

第一條 この政令は、公布の日から施行する。

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例)

2 令和七年三月三十一日までの間における第二十七條の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域であるものに限り。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「○・二ヘクター」とあるのは「○・二ヘクター(都市の居住者の共同福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル)」とする。

附則 (平成一五年五月一六日政令第二二六号) 抄

第一條 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年二月一七政令第五二三号) 抄

第一條 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年十二月十九日)から施行する。

附則 (平成一六年三月三一日政令第九五号)

この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成一六年二月一五政令第三三九六号) 抄

第一條 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。)から施行する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四條 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則 (平成一七年四月二七日政令第一六五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年五月二七日政令第一九二号) 抄

第一條 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年六月一日。附則第四条において「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一七年一〇月二二日政令第三三二二号)

この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十月二十四日)から施行する。

附則 (平成一八年八月一一日政令第二六五号)

この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第五十四号)の施行の日(平成十八年八月二十二日)から施行する。

附則 (平成一九年四月一一日政令第一四一号)

この政令は、公布の日から施行する。

(都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日)

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇四号)

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇四号) 抄

第一條 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年九月二五政令第三〇四号) 抄

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月二十八日)から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇四号)

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月二十八日)から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年九月二五政令第三〇四号) 抄

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月二十八日)から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇四号)

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年一月二五政令第四〇〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年八月一四日政令第二〇八号) 抄

この政令は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。

附則 (平成二三年七月二二日政令第二二五号) 抄

この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年七月二十五日)から施行する。

附則 (平成二三年一〇月一九日政令第三三二一号)

この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施行する。

附則 (平成二三年一月二八日政令第三六三三号) 抄

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条(道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。)、第六条、第九條、第十一條、第十二條、第十三條(都市再開発法施行令第四十九條の改正規定を除く。)、第十四條、第十五條、第十八條、第十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九條の改正規定に限る。)、第二十条から第二十二條まで、第二十三条(景観法施行令第六條第一号の改正規定に限る。)、第二十五條及び第二十七條の規定並びに次条及び附則第三條の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年一月二六日政令第四二四号) 抄

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年一月二六日政令第四二四号)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年一月二六日政令第四二四号)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年一月二六日政令第四二四号)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年一月二六日政令第四二四号)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年一月二六日政令第四二四号)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三〇日政令第八七号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二九日政令第一七八号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。

附 則 (平成二十四年一月三〇日政令第二八四号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年三月八日政令第四七号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年八月二六日政令第二四三号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年九月二日)から施行する。

附 則 (平成二六年五月二八日政令第一八七号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二六年五月三十日)から施行する。

附 則 (平成二六年七月二日政令第二三九号)  
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年八月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年七月二日政令第二四一号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年七月三日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月二三日政令第二一号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一三八号)  
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一八二号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年八月二九日政令第二八八号)  
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二八年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年六月一四日政令第一五六号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二九年六月十五日)から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二一日政令第二〇二号)  
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月十五日)から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二八日政令第二八〇号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年九月三十日)から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日政令第九一号)  
この政令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)  
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月七日)から施行する。

附 則 (令和二年一〇月二三日政令第三一四号)  
この政令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年一月二〇日政令第三二九号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (令和二年一月二七日政令第三三七号)  
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十三号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年九月二四日政令第二六一号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年九月二十五日)から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二九六号)  
この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和四年三月二五日政令第九七号)  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月二三日政令第三九三号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年五月二十六日)から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日政令第九八号)  
この政令は、令和五年四月一日から施行する。